

朝鮮戦争時の韓国軍「慰安婦」制度について

金貴玉(キム・グィオク)

1. 問題提起

2007年2月28日水曜日の昼12時、ソウルの日本大使館前では日本軍性奴隷だったハルモニたちと共にする第750回「水曜デモ」が開催された。その日、私は在職している大学の学生たちといっしょに「水曜デモ」に参加し、学生たちは日本に対する批判と共に、われわれ自身の不十分な歴史認識について反省する発言をした。20歳の青年たちがそのような歴史的な現場に居てみようとしたという事実だけでも、どれほど胸が一杯だったか想像できる。1945年8.15解放以前に、自分と同じ年頃か、あるいはもっと若い女性たちが国を失って奴隷的生活を生きることになったときを想像し、悲憤慷慨しただろう。ところで発言した学生は自民族中心主義的立場から日本を批判したのではなく、われわれ自身についての批判と反省をし、人権と平和の観点から新世代として彼らなりの歴史意識を現したという点で一步前進したと見る事ができた。

2000年代になって韓国社会には過去問題の整理とともに、和解や寛容を主張する声も高い。和解とは葛藤を解決するという事なのだから、和解するまえに葛藤になっている問題が何なのかを知ってこそきちんと解決することができる。問題点を度外視したまま和解をしようということは、結局、問題解決を回避することになるのみならず、ふたたび問題が出てくる道を開いておくことになる。歴史の反復を断つために、または真の和解や寛容を可能にするためには、真実を直視し、糾明することが必ず先行しなくてはならない。振り返れば韓国政府や社会もまた日本軍性奴隷問題に対して長いあいだ沈黙してきた。このような韓国社会の雰囲気の中で、二重三重の苦痛を受けたであろう彼女らの人生は無関心に放置され、それが彼女らにとってより大きな傷になっただろう。1991年8月に金学順^{キム・ハクソン}さんの証言があるまで、日本軍性奴隷問題は公然たる事実ではありながら正統な歴史叙述の外に置かれた外史に過ぎなかった。歴史を変えたあの証言があった後、日本軍性奴隷問題は韓国だけではなく、北韓、日本、中国などを含む世界的な問題として関心をもたれている。2000年12月の東京では日本の天皇を裁く民衆戦犯法廷を開催する快挙を成し遂げたこともあった。

ところで日本軍性奴隷問題は、1945年8月15日以前の日帝の植民地主義で終わった問題ではなかった。私は1996年に分断と戦争の犠牲者たちに関する現地調査の過程で、朝鮮戦争当時、大韓民国陸軍による軍「慰安婦¹」がいたことを知った。このような事実を社会に公開するまでに7年の時間がかかった。2002年にこのような事実を盛り込んだ論文²を発表するやいなや、日本と韓国の放送局と新聞などは見慣れない

1 軍記録や証言者たちが呼んでいる「慰安婦」という用語を準用するが、性格については後に論議する。

2 この論文が後日に整理されて金貴玉『朝鮮戦争と女性—軍慰安婦と軍慰安所を中心に』(徐勝(ソ・スン)編、『東アジアの冷戦と国家テロリズム:米日中心の地域秩序の廃絶をめざして』(東京:御茶の水書房)と、金貴玉『分断、朝鮮戦争と女性:1950年代の韓国女性の生活』(鄭銀星(ジョン・ジンソン) 他著、『韓国現代女性史』(ソウル:ハンウル、2004)などに掲載された。

新しい事実を報道³したが、すぐさまこの事実は歴史の裏側に片付けられた。続いて韓国の国防部所属の資料室に備えられていた韓国軍慰安婦関連の資料についての閲覧は禁止され、大多数のマスコミも約束でもしたかのように沈黙した。『日本軍慰安婦問題でもないのに…』と言葉を濁した。

韓国の学界や女性界では、日本軍慰安所は「公娼」との連続性があると見る主張⁴に対して辛らつに批判してきたが、韓国軍慰安婦問題については「公娼」だと断定して再論の余地がないものと銘記する傾向を発見した。さらに一部の韓国の進歩的な男性たちさえも、民族主義の旗を掲げ、私の研究成果物が家族の恥さらしをすることだと見なし、日本の極右たちの自己弁明のための攻撃的な格好の材料になりうることを警告した。

私もやはりこのような事実の発見に歓呼したのではなかった。しかし1996年に韓国軍慰安婦の存在を知って以降、より具体的な事実に接近しながら到底その不快感を隠すことができなかった。なぜあれほど軽蔑してやまなかった日帝による軍慰安所が韓国軍によって韓国の地に作られたのかを説明せずには耐え難いと思った。日本軍が軍慰安所を作ったように韓国軍がそれを作ったことは、男性の我慢できない生物学的本能的な普遍的だという証拠なのか？インドチャイナ戦争当時、フランス軍の「移動式娼婦村」やベトナム戦争当時の米軍専用のベトナム女性雇用の遊郭などのように、すべての戦争には必要悪のように存在しているものなのか？韓国軍慰安所の設置という事件はこのような普遍性の断面に過ぎないのか？

それでは朝鮮戦争時に韓国軍が作った慰安所の実体と性格は何であり、誰が作り、どのような仕事をして、軍慰安所の慰安婦は誰なのか？さらに韓国軍慰安婦問題について沈黙するようにさせた原因は何なのか等々、韓国軍の慰安婦問題をめぐる諸般の疑問を提起することで事実への接近を試みようと思う。

これに対する答えは、大韓民国陸軍本部が1956年に発刊した『後方戦史』の他には決定的な文書をいまだ探し出せていない。歴史の真実を追究する多様な道がある。私の研究方法論は民衆の記憶に声を吹き込んで抑圧された真実を記録する口述史方法論⁵である。たとえ軍慰安婦だった女性は沈黙してきたとしても、軍慰安婦の経験を持っている多くの男性たちの証言を確保することができた。それだけではなく韓国の代表的な知性人として数えられる李泳禱^{リ・ヨンボ}さえ、朝鮮戦争当時の軍慰安婦との出会いを特別な感慨なしに戦争中のエピソードを紹介するように記録したし、証言した。⁶ 戦争を経験した多くの軍人の記録にも残っており、日本軍性奴隷問題が世界的問題として取り上げられても韓国人自身の経験は沈黙している。

今、軍慰安婦と性を通じた国家暴力問題をまず指摘し、国家暴力の一つとして朝鮮戦争時に軍慰安所がどのように運営されたのかを概観してみよう。さらに軍慰安婦問題をめぐって解決せねばならない様々な問題点を関連記録と証言に立脚して糾明しようと思う。

2. 国家暴力と韓国軍の軍慰安所

戦争を見る観点は相当に多様である。そもそも多くの近代の戦争が民族と国家の名で民族と国家間の利害

3 2002年2月23日『オーマイニュース』が金貴玉の論文とインタビューを中心に一番最初に報道したが、韓国側ではあまり反応がなかった。日本の『朝日新聞』が2月24日に報道した直後、韓国MBCの9時のニュースで短信として報道され、『連合ニュース』、『ハンギョレ新聞』、『国民日報』などが報道したことがある。

4 日本軍慰安婦に対する公娼論の代表的な学者としては日本の山下英愛を挙げることができる。

5 金貴玉、『韓国口述史研究現況、争点と課題』、韓国社会史学会編、『社会と歴史』通巻71号。

6 李泳禱、『歷程—私の青年時代—』（ソウル：創作と批評社、1988）、pp.198-199。この問題について李泳禱先生は2004年9月21日、よりいっそう生々しく私に証言してくれたことがある。

関係に沿って敵と味方を区分したまま、軍隊⁷によって行われる。ジョン・メリル (John Merrill) の指摘どおり、朝鮮戦争は1950年6月25日に勃発したのではなく、すでに1945年8月15日に日帝から解放されたのち朝鮮半島の分断が既成事実化され政治対立が熾烈に起こったときに既成事実になった⁸のである。

朝鮮戦争は、南北・米・中国の軍隊間の戦争に局限されたものではなく、戦争は広範な大量虐殺、不法な処刑へとつながった。

われわれが推定するに、200万人以上の北韓の民間人と、約50万人の北韓兵士が死んだと思われる。そして約100万人の中国軍が死んだ。約100万人の南韓の民間人が死に、戦闘と関連しては約47,000人が死んだ。⁹

南韓において老斤里事件や居昌民間人虐殺事件、大田刑務所収監者処刑事件のような数多くの例に見るように、朝鮮戦争で死んだ相当数の民間人は米軍や国軍、警察、右翼青年など、国家組織によって不法に虐殺された。仮に民間人による大量虐殺だとしても、それは国家権力の庇護の下に行われたもの¹⁰であるから、虐殺の主体が軍隊や警察、民間人の誰であったとしても、このような虐殺は「国家暴力」だと言える。

しかし、虐殺事件だけが国家暴力ではない。戦時に行われる性暴力もまた国家暴力の範疇の一つ¹¹である。私は朝鮮戦争を前後した時期に国家暴力として女性に加えられた各種の性暴力を4つに類型化する試みをしたことがある。¹²すなわち性暴力の類型としては、直接的強姦を通じた暴力、性器や女体への虐待、および乳児殺人を通じた母性に対する暴力、軍人の拉致を通じた強制結婚や性奴隷化、拘禁過程の性拷問などに分けることができる。

国家暴力としての性暴力の類型の中で最も蔓延していたものが強姦であったが、軍人の拉致または強制を通じた強制結婚や性奴隷の類型も少なからず発見された。

性奴隷化は個別的な類型と集団的な類型に分けてみることができる。少数や個別女性が軍人によって軍部隊に拉致されて、昼は「下女」として働き、夜には慰安を強要された。このような類型のケースに属する軍慰安婦も朝鮮戦争当時、相当に広範に発見される。1999年にインタビューした、朝鮮戦争に参戦して尉官級として束草で軍生活をしていた米国人ポール・ファンチャー (Paul Fancher) が所属していた米軍部隊にも発見される。さらに韓国軍によって体系的に設立された「特殊慰安隊」が作られて、軍慰安婦たちは軍人たちを慰安するように強制された。

では本格的に韓国軍によって設立された軍慰安所である「特殊慰安隊」について概観することにしよう。

3. 朝鮮戦争当時の韓国軍慰安隊の実態を明らかにする

1996年以降、証言を通じて間歇的に言及されていた韓国軍慰安婦の実体が暴露されたのは、陸軍本部

7 軍隊は「殺す」行為が合法化されている集団であり、交戦権を付与されている。しかし敵といえども交戦権を喪失した捕虜を殺すことは1864年「ジュネーブ条約」が成立して以来、違法である。小田実、イ・ギョテ訳、『戦争か、平和か：9月11日以降の世界を考える』（ソウル緑色評論社、2004）ましてや民間人を殺す行為は「虐殺」であるのみで、いかなる名分でも正当化されえない。

8 John Merrill, Korea: the peninsular origins of the war (Newark: University of Delaware Press, 1989).

9 Cumings&Holliday、車聖秀・梁東柱 訳、『朝鮮戦争の展開過程』（ソウル：テアム、1989）pp202 - 203

10 金東椿、『戦争と社会』（ソウル：トルベゲ、2000）、p.205。

11 Radhika Coomoroswamy, 『人権委員会の決議案 1994/45 による女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告官が提出した予備報告書』、韓国挺身隊問題対策協議会、1996。

12 金貞玉、『朝鮮戦争と女性：戦時国家による性暴力の類型と争点』、中野敏男他編、『沖縄の占領と日本の復興』（東京：青弓社、2006）。

が1956年に編纂した『後方戦史（人事編）』によってである。今までの資料と証言、回顧録などによれば、軍慰安所は一定の場所に軍人たちが訪ねて行く、あるいは慰安隊が軍部隊に出張するという2つの運営方式を持っていた。まず、この本の「第3章1節3項 特殊慰安隊活動事項」の記録を通じて軍慰安所の実体に接近してみることにする。

設立当時、陸軍は軍慰安所を「特殊慰安隊」と呼んでいた。その資料によって特殊慰安隊の内容を概観すれば次のようである。¹³

(1) 設置目的

表面化した理由だけをもって簡単に国家施策に逆行する矛盾した活動だと結論するならば別問題であろうが、実質的に士気高揚はもちろん、戦争事実に伴う避けることのできない弊害を未然に防止できるのみならず、長期間、報酬のない戦闘によって後方との往来がないゆえに異性に対する憧憬から引き起こされる生理作用による性格の変化などによって、うつ病およびその他の支障を招くことを予防するために本特殊慰安隊を設置することになった。

軍記録によれば、設置の表面的目的は、第一に軍人たちの士気高揚、第二に戦争によって避けられない弊害に対する予防的措置、第三に性欲抑制に伴う欲求不満や性格変化に対する予防と整理している。このような設置目的は日本軍慰安所を設置した主たる理由、すなわち『節制できない性欲¹⁴と性犯罪予防』という理由とも別に違いはない。

ただ、設置目的において『表面化した理由だけをもって簡単に国家施策に逆行する矛盾した活動』という言葉及をしたことは、近代的人権意識の作用のせいだというよりは、1947年11月14日軍政庁法律第7号で公私娼制の廃止を発表¹⁵した問題と関連していると見うる。

(2) 設置・運営時期

設置時期は不明確だが、1952年以前、1951年夏ごろに戦線が現在の休戦ライン付近で固着して以降だと推定される。閉鎖されたのは1954年3月ごろだ。すなわち『休戦に伴ってこのような施設の設置目的が解消されるに至って公娼廃止の潮流に順命して檀紀4287（西暦1954）3月これを一斉に閉鎖した。』言い換えれば満4年近く陸軍本部がこの軍慰安所を運営した。

(3) 慰安隊の設置場所

① ソウル地区

第1小隊 ソウル特別市中区忠武路4街148番地

第2小隊 ソウル特別市中区草洞105番地

第3小隊 ソウル特別市城東区神堂洞236番地

13 陸軍本部、『後方戦史（人事編）』（ソウル：陸軍本部、1956）、pp.148-150。

14 アン・ヨンソン、『性奴隷と兵士作り』（ソウル：サミン、2004 [2003]）。

15 李培鎔、『わが国の女性たちはどのように生きたのか』（ソウル：青年社、1999）。

② 江陵地区

第1小隊 江陵郡成徳面老巖里

③ その他…春川、原州、束草など

実際にソウル市中区忠武路の慰安所が所在した地域を訪問した。3人以上の証言によればその建物は軍部隊系統の建物だという。日帝時代に建立¹⁶されて解放以降に韓国軍部隊の建物として接收され、戦時軍慰安所を経て軍の社宅として使用されていたが、1988年ソウルオリンピックが開催される直前に再開発されたことで建物がなくなったという。

束草の軍慰安所は休戦以降、私娼に変貌し、その一帯に集娼地が形成されたものとみられる。^{ソクチョ}束草の軍情報機関の出身者の証言によれば、1980-90年代初めまでも、その私娼が一種の軍慰安婦としての役割をするように強要されたという。そのほか、別のいくつかの建物はどのようになったのか、まだ調査できていない。

(4) 慰安隊の規模

この本によれば、慰安隊は小隊形式で遍在していた。軍慰安婦は『ソウル地区第1小隊に19名、江陵第2小隊に31名、第8小隊に8人、江陵第1小隊に21名で、計79名』で運営されたという。¹⁷

一部の部隊の要請によって出勤慰安を行い、所在地内でも出入りする将兵に限って慰安行為を経験した。

予備役将軍、^{チンミョンソン}蔡命新の証言によれば、『当時、わが陸軍は士気振作のため60余名を1個中隊とする慰安部隊を3、4個運営していた。』¹⁸というので、60名一個中隊が3、4個あったとすれば、およそ軍慰安婦の数は180～240人前後だったといえる。

(5) 特殊慰安隊 実績統計表

1952年の一年間の部隊別特殊慰安隊に従事した慰安婦数と被慰安軍人の数は次の表の通りである。他の年の実績も52年と同じようだと記録されている。ただし、この実績は上記の4つの慰安隊に出入りした軍人たちだけの統計なのか、慰安隊が前線部隊に移動して利用された軍人たちの統計まで含んでいるのかは不明確である。

この実績表によれば、1人の慰安婦が一日に6回以上の強要された慰安をしたことが分かる。しかし出勤慰安の場合、一日に20～30回の慰安を強要されたこともあるとみられる。

さらに蔡命新の回顧録¹⁹によれば、前線での慰安部隊への出入りは「チケット制」で運営されていた。ところが誰にでもチケットが与えられるのではない。戦場で勇敢に戦って功を立てた順序どおりに分け与える。もちろん勲章をもらったら当然に優先権があるので羨望的だ。功勲の程度によってチケットの数は異なるという。

16 建立当時、どのような用途であったのかを明らかにしうる資料や証言を発見できてはいない。

17 特殊慰安隊の実績利用表を見れば、ソウル第2小隊27名、ソウル第3小隊13名、江陵1小隊30名と発表されているので慰安婦の数が120名くらいになるものと見られるが、春川、束草、原州、^{フンソク、ボクソク}抱川など、含まれていない慰安婦たちがいるので、確実な統計は明らかにされていない。

18 蔡命新、『死線を越えて』（ソウル：毎日経済新聞社、1994）p.267

19 蔡命新、前掲書、p.267

したがって、日本軍性奴隷たちの強要された慰安の回数とあまり差がなかった。

<表> 1952年特殊慰安隊実績統計表

部隊別	慰安婦数	月別 被慰安者数												一人当たり一日平均*4)	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		計
ソウル	19	3,500	4,110	3,360	2,760	2,900	3,780	3,780	4,000	4,350	3,850	4,100	3,650	44,240	6.4
ソウル第2	27	4,580	4,900	5,600	4,400	6,800	5,680	6,000	7,280	4,850	2,160	4,950	4,150	61,350	6.2
ソウル第3	13	2,180	1,920	2,280	1,700	2,180	2,400	2,170	2,800	1,680	1,850	1,990	2,140	25,310	5.3
江陵第1	30	6,000	6,500	7,800	8,000	5,950	4,760	7,970	8,000	4,880	3,900	4,200	5,700	73,660	6.7
計	89	16,260	17,480 *1)	19,010 *2)	16,860	17,830	16,620	19,920	22,080	15,760	11,760	15,240	15,640	204,560 *3)	6.15

出典：陸軍本部『後方戦史（人事編）』p.150

※備考—計算間違いによって実際は次の通りである。

*1) = 17,430 *2) = 19,040 *3) = 204,440 *4) 一人当たり一日平均は筆者自身の計算である。

(6) 衛生検査

慰安婦は一週間に2回、軍武官の協力で軍医官の厳格な検診を受け、性病については徹底した対策を講じたという。

言い換えると、公娼制や日本軍慰安婦制度で性病を扱うような方式²⁰で国家は女性の体を管理し、統制することをもって軍人の身体を保護する身体政治学を活用した。

以上で韓国軍慰安所に関する記録と一部証言を土台にして実体に接近を試みた。

4. 解決すべき問題

軍慰安所関連の資料はあまりないが、韓国軍が発刊した資料に明白な資料があることからして、口述を通

20 山下英愛『韓国近代公娼制度実施に関する研究』、梨花女子大学大学院修士学位論文、1992、p.59

じて得た証言が事実であることを立証できた。しかし、いまだこのような事実は全体のほんの一部に触れたに過ぎず、正確に実体を糾明することはできていない。

いまから証言と軍人たちの回顧録などを通じて軍慰安所と慰安婦問題を提起しようと思う。

第一に、日本軍慰安所と韓国軍慰安所はどのような関係であり、韓国軍慰安所の性格をどのように見るべきか？誰が作ったのかに関しては後に見ることにして、まずその関係を把握するために韓国軍の性格と連関付けて観察する必要があるだろう。すなわち金喜午(キム・ヒオ)の回顧録の中で軍慰安婦をめぐる次のような指摘から端緒を見つけてみよう。つまり、

連隊1科から中隊別第5種補給品(軍補給品は1~4種しかなかった)受領指示があったので行ってみるところ、うちの中隊にも週に8時間制限で6人の慰安婦が割り当てられてきた。これは過去の日本軍の従軍経験がある一部の連隊幹部たちが部下の士気高揚のための発想でわざわざ大金の厚生費をかけてソウルから調達してきたのである。²¹

当時、尉官将校だった金喜午は見慣れない「第5種補給品」²²として通用していた軍慰安婦の経験に直面して、軍慰安婦を利用するよう指示を出した連隊長が「関東軍」出身者だったので軍慰安婦を思いついたと記憶している。

金喜午の推論は相当に説得力があると思われる。なぜならば特殊慰安隊として知られた軍慰安所を企画および設立した責任者は軍の高位将校と推定しうが、解放以降に創設された大韓民国陸軍幹部の相当数は『日本帝国主義の代理戦争人』²³として、日本軍系統と満州軍系統などによって構成されたからである。日本軍出身者はたいてい解放直後に大韓民国国軍の高位階級を占めた。その中の1人である金錫源は日帝時代、満州地域で抗日武装闘争をしていた崔賢^{チュン・ヒョン}と交戦したことがある。²⁴ 満州軍出身者は、解放当時、大部分が尉官級であった。代表的な人物としては、米軍政の国防司令部顧問として抜擢された元容徳^{ウォンヨンドク}、丁一權^{チョンイルクワン}、白善燁^{ペクソンファ}、キム・ベギル、朴正熙^{キム・ジャンニョン}、金昌龍^{キム・チャンリョン}などがある。さらに満州軍所属の韓国人特設隊である鉄石部隊^{テソク}、または間島特設隊が1938年に設立された。間島特設隊は朝鮮人青年たちで構成された対ゲリラ戦特殊部隊であり、朝鮮人部隊をして金日成^{キム・イルソン}などが率いる朝鮮人抗日遊撃隊を討伐させることを目的に設置された部隊であった。朴正熙さえも1944年7月、満州軍歩兵第8団に少尉として配置されて八路軍と朝鮮独立軍を討伐する先頭に立ったとして知られている。²⁵

解放後の米軍政の下で、初期韓国軍の設立において形式的には日帝軍隊制度が米軍式に改編されていた。²⁶ しかし、米軍政と李承晩政府のもとで全体的に親日派が政治権力を握るようになるにつれて、軍部にも親日派たちが勢力を得ることになった。そのようにして米国制度に影響を受けた韓国軍は日帝軍隊文化と諸制度を事実上踏襲した。²⁷ 最も一次的な理由は、日帝軍出身の幹部たちで補充されて、日帝の軍隊文化は彼らの意識と無意識に深く内面化されていたためだったろう。このような条件と雰囲気なかで、日本軍性奴隷制度を当然視してきた彼らとしてはそれを模倣したのは全然おかしいことではなかったかもしれない

21 金喜午、『人間の香気：自由民主／大功闘争とともにした人生歷程』(ソウル：ウォンミン、2000) pp.70-80。

22 「第5種補給品」についての記憶は車奎燾の『戦闘』(ソウル：兵学社、1985)でも一致している。

23 韓錫源、『創軍』(ソウル：博英社、1984)、p.30。

24 車奎燾、『戦闘』(ソウル：兵学社、1985)、p.84。

25 金炯旭・朴思起、『革命と偶像 III 金炯旭 回顧録』(ソウル：アッチム、1985)。

26 白鍾天 他、『韓国の軍隊と社会』(ソウル：ナナム出版、1994)、p.56。

27 白鍾天、前掲書、p.57。

い。

韓国において植民地主義は1945年8月15日で終わったのではなく、人的、または物的に継続されていた。むしろ米国との不平等な関係の中で、より複雑かつ内密に植民地主義は強化されてきた。したがって、継続されている植民地主義の表現として、韓国軍慰安所は存在したのであり、韓国軍慰安所制度は日本軍慰安所制度の延長だとみることができる。その上、解放以降、植民地清算ができなかった大韓民国が軍慰安所制度を設立したことは偶然と考えられない十分な蓋然性があるというほかはない。

第二に、それならばより具体的に韓国軍慰安所の設置、および運営をしたのは誰なのか？軍慰安所設立計画を立てたのは、前掲書で言及しているように精兵監室の前身である恤兵監室である。恤兵監室²⁸の始まりと活動内容は次の通りである。

精兵監室は檀紀4282（西紀1949）年7月5日、陸本一般命令第26号に依拠して厚生監室という名称のもと創設され、ソウル特別市龍山区漢江路に設置されたところ、初代監には陸軍中領、朴環遠（現・陸軍大領）が補職したが、当時の機構は行政、援護、体育、厚生など4課で編成されて、主に共匪討伐部隊に対する慰問と慰問品収集業務、軍体育行事および向上に関する業務、そして軍厚生事業と売店および軍人ホテル管理に関する業務などを掌握し、精兵業務の万全（…）²⁹

上記の叙述中、「共匪討伐部隊に対する慰問」についての具体的な言及はないが、この部分が軍慰安婦問題を推論しうるもので、さらに陸軍全将兵の「士気高揚のための特別慰安活動」³⁰や「士気高揚のための遊興」³¹も同じ脈絡だと見ることができる。

このような韓国軍慰安所の設置の直接的な責任は、陸軍本部恤兵監室と切り離すことができない。それでは恤兵監室の前身である1949年の厚生監室を設立した朴環遠（1923～現在、全羅南道靈光郡出身）は、いかなる人物なのかをしてみる必要がある。彼は朴正熙政権下で4代にわたり内務長官を含む5回の長官職を歴任した者であり、日帝時代に学徒兵として参戦して解放直前に少尉で除隊し、解放後、軍事英語学校を経て中將で予備役編入（除隊）した韓国現代史の支配勢力の1人である。朴環遠は、木浦商業学校に通う過程で忠実に皇民化教育を受け、卒業後、学徒兵として太平洋戦争に参戦して、九州8061部隊高射砲中隊の小隊長を歴任した。³² 朴環遠の口述生涯史に詳しい記録はないが、日本軍参戦過程で慰安所と軍性奴隷の経験を自然に受け入れたものと推定しうる。そのような結果、韓国軍に慰安所を設立する企画を持つことができたものと見られる。

しかし朝鮮戦争当時の軍の位階序列上、恤兵監室（1952年以降、精兵監室）より上位の陸軍幹部が設立自体を承認したことは当然だと見うる。さらに1950年7月、大韓民国政府は軍の作戦指揮権を国連軍（事実上、米軍）に譲渡することで軍慰安所についての最終承認は米軍側がしたものと推定しうるが決定的な根拠はない。ただし最近、口述史調査に参加した「蕪定」³³によれば、米軍専用の軍慰安婦たちが前方にま

28 恤兵監室の前身は厚生監室であり、1949年7月5日に発足して、1954年7月6日には精兵監室と改称された。陸軍本部、前掲書、1956、pp.320-321。

29 陸軍本部、前掲書、1956、pp.320-321。

30 前掲書、p.147。

31 前掲書、p.320。

32 韓国精神文化研究院 韓民族文化研究所編、『私が経験した解放と分断』（ソウル：ソニン、2001）、p.223。

33 金貴玉、『蕪定・英玉夫婦口述』録取文、『韓国での戦争経験と生活世界研究 資料集』（ソウル：漢城大学校 戦争と平和研究所）、pp.149-150、未刊行。

で訪問して活動しているのを目撃した。いまのところは、さらに調査してみるべき問題である。

暫定的にみると、韓国軍慰安所の設立には、当時、軍の作戦指揮権を持っていた国連軍も間接的だが最終的責任を避けられないものと見られ、直接的な責任は大韓民国陸軍本部と恤兵監室にあるといえる。

第三に、狭い意味の軍慰安所と軍慰安婦の性格をどのようにみるべきか？『後方戦史』が語っているように、軍慰安所は国家組織によって設立および管理されている「公娼」制に基礎を置き、軍慰安婦は軍隊組織の中で既存のものではなかった「第5種補給品」と別称されたこともあった。一般公娼制に伴う性病検診についても軍部隊が直接女性に対して実施した。

しかし、ここで明らかにせねばならないことは韓国軍軍慰安婦の性格問題である。西野留美子の指摘どおり、日本人出身の日本軍慰安婦たちが天皇に対する忠誠心と愛国心の発露と解釈する傾向³⁴があるように、韓国人女性の韓国軍慰安婦もまた国家に対する忠誠心の結果、自発的に参加したと見ることができるのか？

『後方戦史』で慰安婦が軍慰安所に来ることになった過程についてはまったく言及されていない。公開募集をしたという記録は発見されていない。金喜午の回顧録によれば、その女性たちはたいていむさくしくみえる若い女性だということで、戦争前に私娼として働いていた女性だとは考えがたい。

実際、軍慰安婦として働くようになった女性たちの事例を通じて「自発的動機」がほとんどなかったのではないかと推定される。1人は、10代後半の未婚女性で、1951年春まで咸鏡南道永興郡の故郷に住んでいた。ある日、韓国軍の情報機関員、いわゆる北派工作員たちによって拉致されて一夜にして韓国軍の軍慰安婦に転落した。彼女はこのような事実を証言することを拒絶した反面、拉致した北派工作員2名によってこの事実が証言された。

すべての軍慰安婦たちがこのようだったと推定するのは困難だが、また別の慰安婦になりかけた女性の証言でも、いわゆる「アカ」だという嫌疑を受けている状況で、武力を備えた軍人たちに対して軍慰安婦になることを拒絶するということは死を意味するかもしれないという恐怖感と、直接的な強姦の結果として慰安婦になるしかなかった状況を発見することができる。踏んだり蹴ったりで戦争による貧困と家族に保護され扶養されることが困難な客観的条件によって、女性たちが軍慰安婦になりうる可能性が開かれていたことはありうる。それでも朝鮮戦争当時、大部分の韓国女性たち、特に未婚女性たちの伝統的家父長制のもとでの純潔意識を考慮すれば、自発的に軍慰安隊に志願したと判断するのはほとんど不可能だ。

したがって国家の立場では「公娼」だったかもしれない、女性たちの立場からは韓国軍慰安婦制度は徹底して軍による性奴隷制度であり、女性自身は性奴隷だった。結局、若干の男性たちによって証言された、拉致された軍慰安婦がそうだったように、大部分の女性たちも1954年3月に軍慰安隊が閉鎖されるころ、日本軍が軍慰安婦たちをそうしたように、捨てられたと見るほかない。

第四に、韓国軍慰安婦問題が沈黙されている理由は何なのか？いくつかの要因が複合的に作用していると見られるが、まずは家父長イデオロギー、民族主義イデオロギー、反共イデオロギーなどが同時に作動しているためだと見られる。

日本軍慰安婦問題と比較すれば、いまだずっと多くの女性たちが日本軍性奴隷の事実を隠しているか、あるいは申告をしたとしても秘密を維持している。それにもかかわらず、「日本軍」による犯罪行為として認識することで性奴隷概念を受け入れるようになった。しかし韓国軍慰安婦問題においては、「愛国」という意識もなかったようだが、朝鮮戦争時代に被慰安者の男性による『韓国軍慰安婦は「日本人」ではなく「韓国人」とそうしたのだから、それでもマシなのではないか』という弁明から、この問題に民族主義イデオロ

34 アン・ヨンソン、前掲書、p.69。

ギーと家父長イデオロギーが同時に作動していることを見出すことになる。

さらに現代韓国の反共イデオロギーの支配的雰囲気において韓国軍の不正を明かすこと自体がレッド・コンプレックスを刺激する雰囲気だった。さらに多くの女性たちがアカの嫌疑によって軍慰安婦を強要されていた一次的状況もまた反共イデオロギーと韓国軍慰安婦問題を切り離して思考することができなくする。

拉致によって韓国軍慰安婦経験を持った女性たちにいくら今は真実の糾明が可能な時代が来たといっても、彼女は私にもうそれ以上連絡するなどといったあとは、口をぎゅっと閉じてしまった。彼女は真実糾明によって経験することになるだろう自身の苦痛のためだけではなく、貧しい子どもに軍慰安婦の子だという鎖まで残したくないからだと判断される。

5. 結論

韓国軍慰安所が設置され、軍慰安婦が存在していたことは厳然たる事実である。しかし1991年に金学順さんが「私は日本軍慰安婦」だったと告白したように、自分が韓国軍慰安婦だったことを証言する女性が出てくるかどうかについては疑問である。周辺の証言によって韓国軍慰安婦として知られている二人の女性もそのような事実を証言することをすべて拒絶しており、涙と沈黙で答えた。³⁵ 韓国軍慰安婦問題に接近していく過程で、この問題が日本軍慰安婦問題と別個のものではないというよりは、継続する植民地主義が表出する過程で現れたという点から見ると、この問題は植民地主義の連続線上に置かれていることを見出すことができる。

他方で国家権力や家父長イデオロギーによって日本軍慰安婦問題や韓国軍慰安婦問題の両方が沈黙を強要されていた点は同一だが、二つの問題が違ってくるのは民族主義の作動様式の差異である。言い換えれば、日帝による軍慰安婦問題は紆余曲折のなかで加害者である日帝の存在理由によって韓国人が問題提起することは当然だという共感を受けることができた。しかし、韓国軍慰安婦問題について韓国人ならば問題提起することができないという情緒が相当に強いものとみられる。2000年代になって韓国には民主意識の成熟とともに過去問題の整理運動がどの時代よりも急進的に進められている。国家暴力としての韓国軍慰安婦問題も植民地清算、過去問題整理運動の線上で真実が糾明されねばならない重要な問題だ。

人類の文明史、特に近代資本主義の歴史を振り返れば、戦争と性暴力が繰り返されている。ところで国家暴力としての性暴力が発生する動機には、男性性の「節制できない性欲」のせいというよりは、いっそう深刻な問題が作動している。戦時性暴力を通じて直接的な加害者や国家権力は他者に羞恥心と屈辱感を刻印させて屈服させて服従させることができる。ひいては純潔イデオロギーに基盤を置いた「汚れた体」、すなわち身体政治学を通じて、国家に対する敵対的關係から断絶させ、被害者が国家イデオロギー、反共イデオロギーを受け入れるようにさせて国家に忠誠させる結果を生んだ。

かつての韓国の国家権力は、数十年のあいだ朝鮮戦争期の韓国軍慰安婦、すなわち韓国軍性奴隷の問題を不問に付そうとしたし、今も反省の余地を見せていない。しかし、韓国の学校の教科書が教えているように、真実は勝利することになっている。韓国民衆が数十年間、血と汗を流して独裁と闘いながらあらゆる犠牲をはらって辛うじて獲得している民主主義の価値をみずから無にしてはならないだろう。

【永谷ゆき子 訳】

35 より詳しい内容は次の文章を参考されたい。金貴玉、『朝鮮戦争と女性—軍慰安婦と軍慰安所を中心に』、前掲書（2004）